

近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所
資料配付

配布	平成28年1月20日(水) 14時00分
----	-------------------------

件名	河川協力団体指定証授与式 ～奥越魚業協同組合、大野市漁業協同組合が 河川協力団体に指定されました。～
----	--

概要	<ul style="list-style-type: none"><li>● 真名川ダム流域(放流巡視区間含む)で活動している大野市漁業協同組合と、九頭竜ダムでコクチバス等駆除にご尽力いただいている奥越魚業協同組合が、平成28年1月4日河川協力団体として指定されました。</li><li>● 当事務所管内では、平成25年度指定の「ドラゴンリバー交流会」に続く2例、3例目になります。</li><li>● なお、漁業協同組合の河川協力団体指定は、近畿地方整備局管内で初めてです。</li><li>● 指定証授与式後、両団体への質問時間を設けます。</li><li>● 指定証授与日時・場所<ul style="list-style-type: none"><li>■ 指定証授与日時 : 1月26日(火)16:00から1時間程度</li><li>■ 指定証授与場所 : 大野市中野 29-28 九頭竜川ダム統合管理事務所 2階会議室</li></ul></li></ul>
----	--

取り扱い	_____
------	-------

配布場所	大野市結いの故郷推進室(記者クラブ担当)
------	----------------------

問い合わせ先	国土交通省 近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所 総務課長 村岡 宏(内線 211) 管理課長 森川 修(内線 331) 電話 0779-66-5300(代)
--------	--

## 【河川協力団体募集要項抜粋】

### 1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

### 2 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

#### (1) 特に期待している具体的な活動内容

河川法第58条の9のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

##### ① 河川管理者に協力して行う河川の維持

- ・河川敷（堤防含む）の清掃等
- ・在来動植物の保護

##### ②河川の管理に関する知識の普及及び啓発

ダム放流に関する河川利用者等への啓発活動

#### (2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内とします。

真名川ダム、九頭竜ダムの国管理区間。

ただし、②河川の管理に関する知識の普及及び啓発における「ダム放流に関する河川利用者等への啓発活動」については、真名川ダム、九頭竜ダムにおける警報巡視区間。

なお、申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

## 【河川協力団体指定理由】

### ● 奥越漁業協同組合

九頭竜川水系では、外来生物（特にコクチバス等バス類）の増殖が問題となっており、九頭竜川最上流に位置する九頭竜ダムにおいて、福井県水産課等と協働してコクチバス等の駆除活動を行っている。

また、自分たちが住む地域の水環境を知るために、小中学生を対象とした水生生物調査活動が実施されており、漁業の専門知識を有する奥越漁業協同組合の協力を得ているところである。

### ● 大野市漁業協同組合

真名川は水産資源が多く、魚釣りやアウトドア施設等を多く有している河川であるが、上流に真名川ダムがあり、融雪時や出水時における放流巡視の際に利用者への待避指導に時間を要することから、大野市漁業協同組合の協力を得ているところである。

また、九頭竜川ダム統管理事務所においては、小中学生を対象とした九頭竜川上下流域の交流と連携の強化、防災意識の向上を目的とした「日帰り留学」等のイベントの際にも、魚つかみ体験等の親水イベントに協力していただいているところである。

## 河川協力団体制度について（参考）

（以下は、国土交通省水管理・国土保全局 HP の抜粋です。）

### ※ 河川協力団体制度とは

河川協力団体制度は、平成 25 年度の河川法改正に伴い新設された制度です。

自発的に河川の維持、環境保全等に関する活動を行う NPO 等民間管理団体を支援する制度です。

河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことが出来ると認められる NPO 等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査の上、河川協力団体として指定します。

### ※ 河川協力団体の活動内容

河川協力団体は、以下のような活動を行います。

- 1 河川管理者に協力して行う河川工事または河川の維持  
例：河川敷の清掃、堤防・高水敷の除草、
- 2 河川管理に関する情報または資料の収集及び提供  
例：魚類の遡上監視、水辺の安全利用講習会等
- 3 河川管理・河川環境に関する調査研究  
例：魚類調査、外来種（鳥獣被害対象鳥獣含む）の調査・駆除等
- 4 河川管理に関する知識の普及啓発  
例：マイ防災マップ作り、水質事故訓練等
- 5 上記 1～4 に附帯する活動または河川の維持、河川環境の保全を目的とした活動

### ※ 河川協力団体に指定されると

- 1 活動に必要な河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立を持ってこと足りるようになります。  
（河川法上の許可が必要となる場合の例）
  - ・河川法第 20 条（工事等の実施の承認）
  - ・河川法第 24 条（土地の占用の許可）
  - ・河川法第 25 条後段（土石以外の河川産出物採取の許可）
  - ・河川法第 26 条第 1 項（工作物の新築等の許可）
  - ・河川法第 27 条第 1 項（土地の掘削等の許可）
  - ・河川法第 34 条第 1 項（権利譲渡の承認）
- 2 河川法第 99 条の規定に基づき旧制度では地方自治体にのみ委託可能であった、河川管理施設の維持及びその他これに類する河川管理に属する事項が、河川協力団体にも委託可能になります。

● 奥越漁業協同組合活動写真  
(コクチバス駆除)



● 大野市漁業協同組合活動写真  
(子どもたちの勉強会)

